

#### 4常任委員会連合審査会

令和7年8月25日（月）

午前10時11分～午後1時49分

議会大会議室

【出席委員】（総務委員会）永渕史孝委員長、江原新子副委員長、中島妙子委員、藤田佳典委員、川崎健二委員、松永幹哉委員、平原嘉徳委員、福井章司委員、重田音彦委員  
（福祉教育委員会）松永憲明委員長、中村宏志副委員長、稲葉嵩広委員、重松徹委員、江頭弘美委員、堤正之委員、山口弘展委員、山下明子委員  
（経済産業委員会）川副龍之介委員長、西岡真一副委員長、江口善己委員、諸富八千代委員、久米勝也委員、村岡卓委員、千綿正明委員、川原田裕明委員、中野茂康委員  
（建設環境委員会）実松尊信委員長、御厨洋行副委員長、山田誠一郎委員、宮崎健委員、野中宣明委員、黒田利人委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】関係職員

【案 件】

・付託議案について

#### ○永渕委員長

それでは、おそろいですので、ただいまから第60号議案 令和6年度佐賀市一般会計歳入歳出決算のうち、歳入全款について、4常任委員会による連合審査会を開催します。

連合審査会で使用する資料につきましては、タブレットの04常任委員会フォルダの中の05連合審査会の令和7年8月25日決算に掲載されていますので、説明等に応じてお聞きください。

それでは、決算審査に入る前に、坂井市長がお見えですので、御挨拶をお願いします。

#### ○坂井市長

改めましておはようございます。令和6年度の一般会計、特別会計、企業会計の決算の認定につきまして御審議をお願いすることになりましたので、御挨拶を申し上げます。

令和6年度の主な決算状況を見てみますと、まず、一般会計の歳入につきまして、市税は法人市民税や固定資産税等の伸びにより堅調に推移しており、約320億円の収入でございました。

一方、歳出につきまして、48年ぶりに佐賀県で開催となりましたSAGA2024国スポ・全障スポでは、県内最多の15競技を実施するとともに、全国から来訪された約28万人の方々を市民の皆様と一緒にあって応援とおもてなしでお迎えいたしました。そのほか、物価高騰対策として保育施設等や学校の給食費への補助などの生活者支援、諸富町公民館、市営住宅光法団地、嘉瀬小学校の整備などが特徴として挙げられます。

これらによりまして、歳入総額は約1,185億円、歳出総額は約1,167億円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源として約6億円を除いた実質収支は約12億円の黒字となっております。

次に、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計につきましては、被保険者の減少による保険給付費の減などにより約4億6,000万円の黒字となっております。

次に、企業会計でございますが、富士大和温泉病院事業会計につきましては、入院患者数の減、新型コロナウイルス感染症に関連する国庫補助金の減などによりまして、事業収支で約3億7,000万円の損失を計上するに至っております。地域住民の皆様にあいさつ、信頼される病院であることを念頭に持続可能な地域医療体制を確保するため、介護分野の拡充など経営の強化に努めてまいりたいと思います。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全ての指標において基準を下回っている状況です。これから令和6年度の決算を御審議いただきますが、審議の際にいただく御意見につきましては、適宜、今後の市政運営に反映してまいりたいと考えております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○永渕委員長

坂井市長ありがとうございました。

続いて、令和6年度佐賀市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告をお願いします。

◎令和6年度佐賀市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について 説明

○永渕委員長

ただいま報告を受けましたが、この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、坂井市長は公務の予定があるということですので、ここで退室していただいて結構です。

◎市長退室

○永渕委員長

次に、本日の審査日程について、4常任委員会委員長と協議の結果、お手元の次第にお示ししている日程案のとおり進めたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、審査に入ります前に、注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をして、指名されてからマイクを御使用の上、発言してください。

執行部に申し上げます。

委員会は限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。なお、決算額の数字の読み上げは必要ありません。

また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願いいたします。次に、委員の皆様申し上げます。

本日の連合審査会は、執行部が常任委員会の所管ごとに入れ替わることになっておりますので、あらかじめお知らせします。

また、質疑につきましては、決算の歳入の範囲内で行っていただくようお願いいたします。特に市政一般や歳出の事業内容に関する質問等にならないようお願いいたします。

それから、多岐にわたる質疑をお持ちだと思いますが、一度にたくさんの質疑をされますと答弁が分かりにくくなります。質疑の該当資料のページ及び項目等を示した上で、1回につき2問くらいに絞って質疑していただければと思います。

なお、決算の概要については、タブレットに令和6年度佐賀市歳入歳出決算概要を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

それではまず、総務委員会所管の部署に関する費目について審査に入ります。

まず、歳入1款から12款までについて執行部の説明を求めます。

◎第60号議案 令和6年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳入第1款～第12款 説明

○永淵委員長

それでは、執行部から説明がありましたが、委員の皆様からの質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、次に行きます。

次に、歳入の13款から22款について執行部の説明を求めます。

◎第60号議案 令和6年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳入第13款～第22款 説明

○永淵委員長

執行部から説明がありましたが、委員の皆様からの質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いします。

○千綿委員

先ほどの資料の1個前の資料、18番の資料の72ページで、物件等の事故の金が530万円ほどあるんですが、ちなみにこの掛金はどのくらいなのか分かりますか。要するに自動車とかに掛金を多分払われていると思うので、その掛金の額を教えてください。

○執行部職員

建物共済に関しまして申し上げますと、令和6年度の決算で2,050万円程度というふうに

なっております。

○福井委員

18番の資料の先ほど説明いただいた75ページ、企画政策課の分の230万円、これは要するに支援金の返還ということですが、これは何人分ぐらいになっているのか、ちょっとお伺いしたい。

○執行部職員

この返還金は4件分となっております。

○江口委員

57ページ、基金の預金利子ですけれども、レートは幾らなのか。それから、年度中にこのレートの変更があったのかどうか、答弁ください。

○執行部職員

基金預金利子につきましては、定期預金であったり、あとは一部債券での運用をやっておりますところですので、レートという概念というのは特にはないのかなというところがございます。各預け先の利率であったり、あと債券の利回りというところがございます。

○江口委員

最高と最低だけでもよかったら教えてください。

○執行部職員

最高が令和6年9月から上がりまして、0.075%が0.125%になりました。最低につきましては、0.001%が0.1%、100倍となっております。

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

○福井委員

59ページ、総務管理の寄附金の分でふるさと応援寄附金の9億7,000万円、この件数、そして、前年度と比較してどうなのか、ちょっとそこをお伺いしたいです。

○執行部職員

ふるさと応援寄附金の、まず件数でございます。令和6年度の件数は4万7,796件となっております。なお、寄附額につきましては、前年度の77.6%となっております、2億8,000万円ほどの減額となっております。以上です。

○福井委員

一番大きいのでどれぐらいになっていきますか。

(発言する者あり)

いやいや、個人として。

○執行部職員

個人で最高額が幾らというのは、ちょっと今データを持ち合わせておりませんので、また後で報告させていただければと思います。

○永渕委員長

後で御報告ですね。

(「関連していいですか」と呼ぶ者あり)

○江口委員

今の質問ですけれども、減額となった理由をどのように判断されていますか。

○執行部職員

減額となった理由でございますけれども、令和5年10月にふるさと納税制度改正が行われておりまして、全体の50%に経費を抑えなきゃいけなくなっておりまして、寄附金に対して事務費を50%に抑えるというのが明確に義務化されました。それに伴いまして、同じ商品でも寄附の金額というのを、例えば、従前は5,000円で寄附金額の設定をしていたものが同じ返礼品であっても7,000円とか8,000円ということで、寄附金額を上げざるを得なくなったというところがあります。そういったところは、一般の方から見ると寄附離れというのが進んだのかなということで分析しております。以上です。

○江口委員

理由の一つは仰せのとおりだと思います。しかし、全国的に見ると、そういう環境の中でも増額になっている市町村があるわけですから、その辺についてはそれだけの理由じゃなくて、真摯に反省していただきたいと思います。以上です。

○永渕委員長

御質疑じゃなくて、それでよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ございますか。

○山下委員

57ページの土地建物貸付収入に関してちょっと伺いたいのですけれども、一般的に行政財産は貸したりできないということで、普通財産に切り替えてやっていったものの取扱いというふうに受け止めているんですけれども、資料はずっと後半のほうに有償貸付け、無償貸付け、その他というふうになっていますが、行政財産の目的外使用との区別というか、それから、行政財産の使用目的が終了した後に普通財産に確実に切り替えた上でこういうふうになっているのかどうかという流れについて、ちょっと改めて伺っておきたいんですけれども。

○執行部職員

まず、行政財産と普通財産の貸付けの違いについてですけれども、そもそも行政財産といますのは、行政のそもそもの目的があって、その上で造られた建物、もしくは敷地であるということでございます。その上で貸付けを行うときには、その目的に照らして、その目的を害さない程度で貸付けしても大丈夫だというふうな審査ができましたときに初めて目的外使用ということで貸付けを行っているところです。

行政財産の目的が終了したときには財産の引継ぎを行いまして、普通財産ということで、基本的には財産活用課が所管するようになっております。財産活用課のほうでは、貸付けの申請が出た際に公益性とか公共性とか、そういったものを鑑みながら、有償であったりとか、無償であったりとか、そういったことで貸付けを行っているというふうな状況でございます。

○山下委員

そうすると、行政財産の目的外使用のときには、全体に影響を及ぼさないという意味での自販機だったり、何かちょっとしたところということで解釈してよろしいんですかねー—ということと、普通財産に切り替えるときのタイミングというのは、確実に行政財産の目的が終了した場合に速やかに替えるというふうになるのか、しばらく放置状態が続くのかとか、その辺はどうなっているんですかね。

○執行部職員

前段の御質問ですけれども、行政財産の目的外使用というのは先ほど委員おっしゃるとおり、自動販売機の設置でありますとか、ちょっとした食堂が設けてあったりとか、本庁でいいますと地下の食堂がございますけれども、そういったところも目的外使用でお貸ししているというところでございます。

行政財産から普通財産への変更に関しましては、基本的に行政財産でいきますと設置条例等がございますので、そういったものが廃止されたりといった場合に速やかに行政財産から普通財産に用途変更を行っているということでございます。

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、先ほどの積み残しの件ですかね。

○執行部職員

先ほどの最高利率を誤りましたので、すみません。

○永渕委員長

訂正ですね。では、お願いします。

○執行部職員

最高利率を0.075から0.125と申しましたが、0.175になります。

○永渕委員長

訂正に関してはよろしいですね。

先ほどの積み残しの報告は、この連合審査会の中のタイミングで御発言があると考えてよろしいですか、執行部の方。

○執行部職員

連合審査の中で報告させていただきたいと思います。申し訳ありません。

○永渕委員長

では、ほかに質疑はないですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、これで総務委員会を終わりたいと思います。

委員の皆様にご報告しますが、この後、福祉教育委員会はここに待機しておりますので、12時を回る可能性があります、やります。ただ、休憩時間は取ります。今からですので、ちょっと中途半端ですけど、11時20分から再開します。よろしくお願ひします。一旦休憩します。

◎午前11時12分～午前11時20分 休憩

○永渕委員長

それでは、定刻になりましたので、再開したいと思います。

まず、先ほど総務の所管においての積み残しがあつたと思います。報告を先に受けたいと思います。お願ひします。

○執行部職員

先ほど個人版ふるさと納税の1件当たりの最高の寄附額について御質問がありました。最高額は355万円です。なお、返礼品については鍋島緞通となっております。以上です。

○永渕委員長

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、これで総務委員会を終わらして、福祉教育委員会に入っていきたいと思ひます。連合審査会を再開します。

福祉教育委員会所管の部署に関する費目について審査に入ります。

まず、執行部に申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をして、指名されてからマイクを御使用の上、発言してください。

また、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。

なお、決算額の数字の読み上げは必要ありません。

また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願ひします。

では、歳入13款から21款について執行部の説明を求めます。

◎第60号議案 令和6年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳入第13款～第21款 説明

○永渕委員長

執行部から説明がありましたけれども、委員の皆様から質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願ひします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ございませんので、これで午前中を終わって、午後から経済産業委員会の所管部分

をやりたいと思います。委員の皆様、お疲れさまでした。午後1時より再開いたします。執行部の皆様もお疲れさまでございました。

◎午前11時52分～午後1時00分 休憩

○永渕委員長

それでは、連合審査会を再開します。

経済産業委員会所管の部署に関する費目について審査に入ります。

まず、執行部に申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をして、指名されてからマイクを御使用の上、発言してください。

また、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。

なお、決算額の数字の読み上げは必要ありません。

また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願いいたします。

では、歳入13款から21款について執行部の説明を求めます。

◎第60号議案 令和6年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳入第13款～第21款 説明

○永渕委員長

それでは、説明が終わりましたが、委員の皆様の質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いします。

○重松委員

47ページの備考欄の一番下、農業次世代人材投資事業費補助金ということで、49歳以下で最長5年間、資金支援ということだったんですけれども、毎月幾らぐらい支援して、最長何年ですか、5年間ですかね。

○執行部職員

こちらは上限150万円を最長5年間補助するものでございまして、一応これが令和4年度から就農準備資金という事業に変わっておりまして、そちらのほうは3年間、資金を補助するといったものになっているところでございます。以上でございます。

○重松委員

これは最長5年と言われたんですけれども、5年で農業の生計が成り立つということなんですかね。そしたら、5年が過ぎたらどうなのかね。

○執行部職員

こちらは、なかなか就農直後の所得の確保というのが難しいものでございますので、5年ということになっております。それで、5年過ぎたら一応こちらの事業の補助というのとはなくなると。先ほども申しましたように、こちらの事業が令和4年に就農準備資金という事業に変わりまして、そちらのほうは最長3年間というふうに事業も変わっているところでございます。

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

○山下委員

57ページの土地建物貸付料の中で、i スクエアの2,300万円というのがありましたよね。それと、商工ビルのがありましたよね。それで、73ページは商工ビルの5億9,000万円、転貸料ですね。これは、考え方としてはどういう考え方になるんですかね。転貸貸付料と土地建物貸付料との違いというか。

○執行部職員

土地建物貸付料につきましては、商工ビルが建っている土地の敷地が市有地でございますので、その敷地の貸付料ということになっております。それで、転貸フロアの貸付料ということにつきましては、佐賀市が三菱HCキャピタルが所有区分している土地を借り受けまして、21団体、商工団体ですとか、そういったところに床を貸している分の床のリース料ということになってまいります。以上です。

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

○川崎委員

35ページの一番上のデジタル田園都市国家構想交付金ですけど、もう少しどんな内容なのかを教えていただいてもいいでしょうか。

(発言する者あり)

○永渕委員長

川崎委員、改めて35ページのどこと言ってもらっていいですか。

○川崎委員

デジタル田園国家構想交付金というのはどういった内容なんですかね。

○執行部職員

このデジタル田園都市国家構想交付金、デジタル実装タイプのほうを活用しまして、佐賀駅北口のサンライズストリート沿いにサンライズポケットという施設をつくっておりますけれども、そちらのほうに多機能型情報メディアを設置しております。その経費に国費のほうを充てているといったことでございます。

○永渕委員長

ほかに御質疑がありますか。

○執行部職員

先ほど農業次世代人材投資事業の中で、この事業が令和4年度から就農準備資金に変わったということを言っておりましたが、経営開始資金、そちらの事業のほうに変わっております。申し訳ありません。おわびして訂正いたします。

○永渕委員長

訂正ということでした。重松委員、よろしいですかね。

○重松委員

それは5年が3年になったということですかね。

○執行部職員

事業自体も5年が3年変わったということでございます。それが経営開始資金という名前のほうに変わったということでございます。

○重松委員

そしたら、3年で農業で生計が成り立たなかったという場合は返さなくていいんですかね。

○執行部職員

こちらの制度につきましては、交付期間と同じ期間以上に営農を継続しなかった場合、ですから、資金をもらわれて3年間、その後3年間継続して農業を行わなかった場合は返還ということになります。

○永渕委員長

次の質疑の方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑はないようでございますので、次に進みます。

執行部の職員の皆さんは退室されて結構でございます。このまま委員の皆さんは続けてまいります。

◎執行部入れ替わり

○永渕委員長

それでは、建設環境委員会所管の部署に関する費目について審査に入ります。

まず、執行部に申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をして、指名されてからマイクを御使用の上、発言してください。

また、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。

なお、決算額の数字の読み上げは必要ありません。

また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願いいたします。

では、歳入13款から21款について執行部の説明を求めます。

◎第60号議案 令和6年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳入第13款～第21款 説明

○永渕委員長

執行部から説明がありましたが、委員の皆様から質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑はないようでございますので、次に進みます。

執行部の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○永渕委員長

なお、本日の審査に伴う主な質疑、意見等は、必要に応じて総務委員会の審査報告の中で補足して口頭報告を行うこととなります。口頭報告に関して意見等ありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、後は総務委員会の正副委員長で調整させていただきます。よろしく申し上げます。  
以上で4常任委員会の連合審査会を閉会いたします。